

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表四 平二十三・六・三十以後終了事業年度分

御注意 「46」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになりますから留意してください。

区 分	総 額	処 分				
		①	留 保	社 外 流 出		
			②	③		
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配当 その他	円	
加 算	損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。)	2				
	損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く。)及び市町村民税	3				
	損金の額に算入した道府県民税利子割額	4				
	損金の額に算入した納税充当金	5				
	損金の額に算入した附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	6			その他	
	減価償却の償却超過額	7				
	役員給与の損金不算入額	8			その他	
	交際費等の損金不算入額	9			その他	
		10				
		11				
		12				
	小 計	13				
	減 算	減価償却超過額の当期認容額	14			
納税充当金から支出した事業税等の金額		15				
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「14」又は「29」)		16			※	
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「13」)		17			※	
受贈益の益金不算入額		18			※	
適格現物分配に係る益金不算入額		19			※	
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額		20				
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等		21			※	
		22				
		23				
		24				
小 計	25			外 ※		
仮 計 (1)+(13)-(25)	26			外 ※		
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27			その他		
沖縄の認定法人の所得の特別控除額(別表十(一)「9」又は「12」)	28	△		※	△	
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(二)「7」又は「9」)	29			※		
認定研究開発事業法人等の所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(三)「7」又は「9」)	30			※		
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)	31			その他		
税額控除の対象となる外国法人税の額等(別表六(二)の二「10」-別表十七(二)の二「39の計」)	32			その他		
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	33					
合 計 (26)+(27)+(28)-(29)-(30)+(31)+(32)+(33)又は(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)	34			外 ※		
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(四)「42」)	35	△		※	△	
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(五)「19」,「20」又は「22」)	36			※		
総 計 (34)+(35)-(36)又は((34)+(35)+(36))	37			外 ※		
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	38					
商工組合等の留保所得の特別控除額(別表十(六)「47」)	39	△		※	△	
商工組合等の社外流出による益金算入額(別表十(七)「39」)	40			※		
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額(別表十(十)「13」若しくは「33」又は別表十(十一)「8」若しくは「23」)	41	△	△			
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	42			※		
差 引 計 (37)から(42)までの計	43			外 ※		
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「2の計」+(別表七(二)「11」,「22」又は「32」)	44	△		※	△	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	45	△	△			
所得金額又は欠損金額	46			外 ※		